

43250

教科書文庫

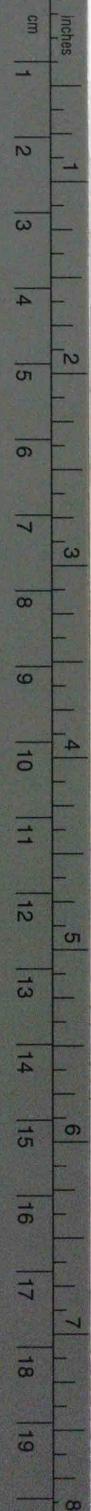
4
160
33-1937
2000038669

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

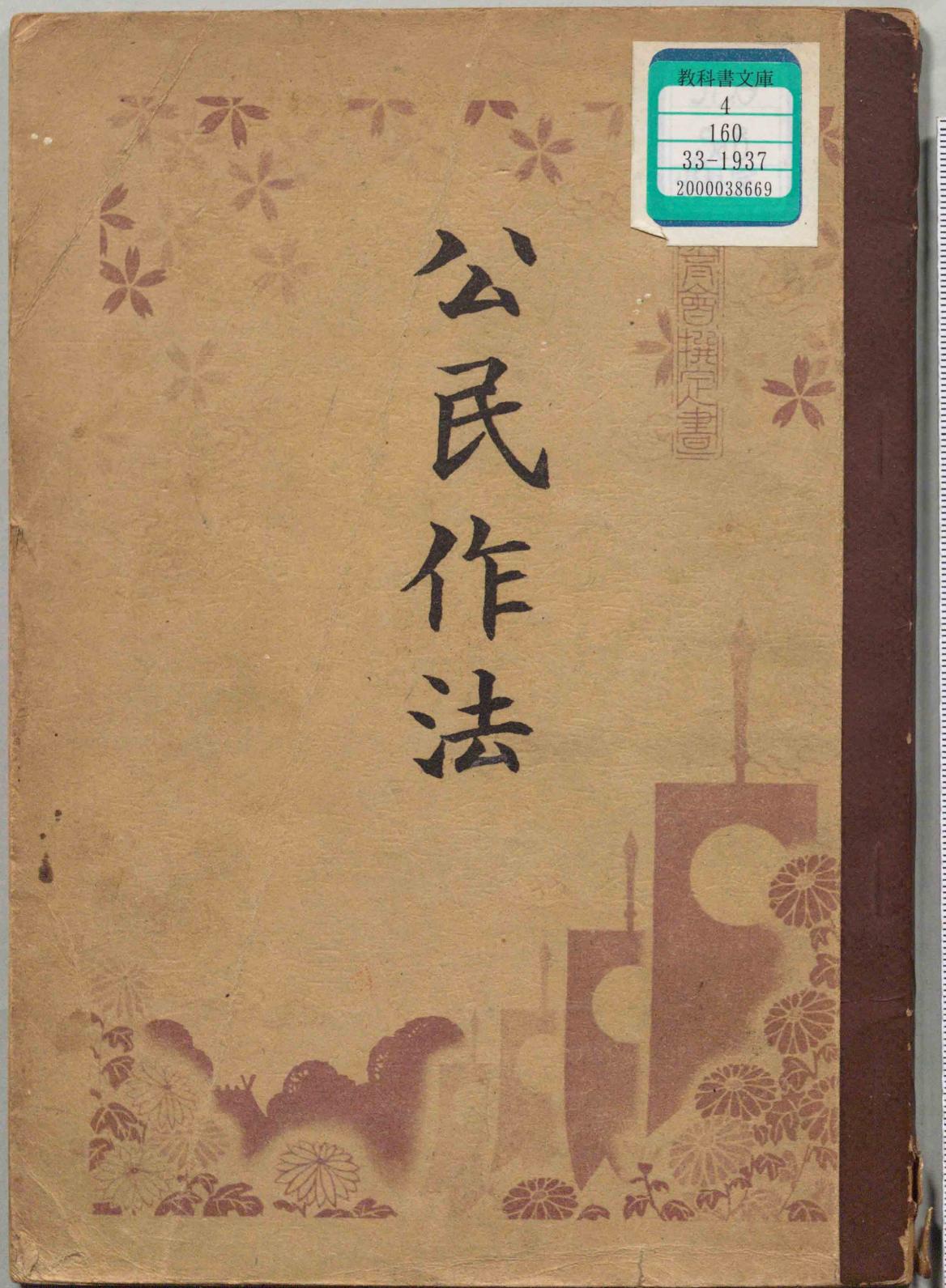


Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



公民作法



3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

教科書文庫

4

160

33-1937

2000038669

資料室
中央図書館

33.9
Sd8

公民作法



広島大学図書

2000038669



目 次

第一 禮儀作法の要旨	一	第十二 招待告送別及送迎	三七
第二 日常の心得	二	第十三 進物	四〇
第三 姿勢	四	第十四 授受進撤	四六
第四 起坐	六	第十五 物品の貸借	五二
第五 敬禮	七	第十六 食事	五三
第六 服装	一三	第十七 公衆作法	六一
第七 步行	一八	第十八 通信	六六
第八 戸障子の開閉と出入	二一	第十九 國際	六八
第九 言語應對	二四	第二十 皇室	七〇
第十 訪問迎接	二六	第二十一 祝祭日・國旗に關する心	
第十一 祝賀見舞弔問・會葬家例及祭忌	三二	第二十二 婚禮	七二
			七五

公民 公民



第一 禮儀作法の要旨

己を慎み人を敬ひ愛する事は、社會道德の根本をなすもので、禮儀作法は道徳を基礎とし、その現れてなくしてはならない。

内に美しい精神があり、外に正しい作法として行はれてこそ、人と人との交際は圓満に、社會の安寧秩序は正しく維持されるものであつて、道徳を基礎としない禮儀を虚禮と言ひ、作法を辨へない者を野人と言ふ。

作法は、對者の地位により、年齢により、その方式が一様でない。この一様でないところに、作法の意義と必要な所以がある。

作法は、時代の推移、社會狀態の變化、生活様式の變遷に従つて、自ら異なつた形式を生ずる。

故に、吾人は古い作法にとらはれず、時代に適應した作法を常に知らねばならぬ。

作法は國により差異がある。外國との交渉日々に密接になりつゝあ

る今日に於ては、我國內の作法を知るのみでは足れりとしない。現代人は、國際上必要な作法をも學ばねばならぬ。

要するに、禮儀作法は高尚な道德精神を基とし、分に應じ、時と處と對者に従ひ、適當穩健な形式に行はれなければならぬ。かくて我々の社會生活が、より圓滿により愉快に營まれ、相互の品格が高尚に保たれるのである。

第一 日常の心得

- (一) 作法を正しく行ふことは、社會の安寧と秩序とを維持する所以であるから、常に言行を慎み、他人の感情を害し、或は公安を害することのないやうに心掛けねばならぬ。
- (二) 起居飲食は、人が見てゐると見てゐないと拘らず、行儀正しく行はねばならぬ。
- (三) 衣服・調度等は、常に整理整頓して正しく置くべきである。

- (四) 身體・頭髮・手足は、常に清潔を保ち、他人に對して苟も不快の感を與へることのないやうに注意すべきである。
- 衣服は正しく着用して、常に容儀を整え、やう注意せねばならぬ。
- 父母・長上に對しては、朝夕、外出・歸宅の挨拶をなすべきである。
- (七)(六)(五) 汽車・汽船・電車・自動車等の中に於ては、公衆に迷惑をかけ、不快の感を與へぬやう注意すべきである。
- (八) 公衆作法は國民品位のバロメーターである。凡て多數の人の集まる所では、個人の都合のみを考へず、公衆の便宜をも考へねばならぬ。
- (九) 常に人を敬ひ、人を愛することを忘れず、互に親しみ合ひ、扶け合つて立派な社會の建設に努むべきである。
- (十) 禮儀作法は互にその自由を束縛し、日常生活を窮屈にするものと考へる者があるが、それは大なる誤りである。若し、禮儀作法もなく、情誼もなかつたとするならば、常に争ひの絶えることがなく、鬭爭の世の中こそ全く不自由不快なものである。禮儀作法は社會生活を圓滿にし、

愉快にする爲に生じたものであることを忘れてはならない。しかし、技術としての坐作進退外見としての服装等を注意し、立派にしたのみでは、眞の作法とは言へない。禮儀作法を以て特殊階級の飾としたり、特別の場合にのみ行はれるものだとするのは、間違つた考である。

第三姿勢

(一) 立つた姿勢

頭を眞直にし、上體を正しく保ち、口を閉ぢ、兩足を揃へ、足先を程よく開き、手は自然に垂れ、眼は前方を正視する。

(二) 腰を掛けた姿勢

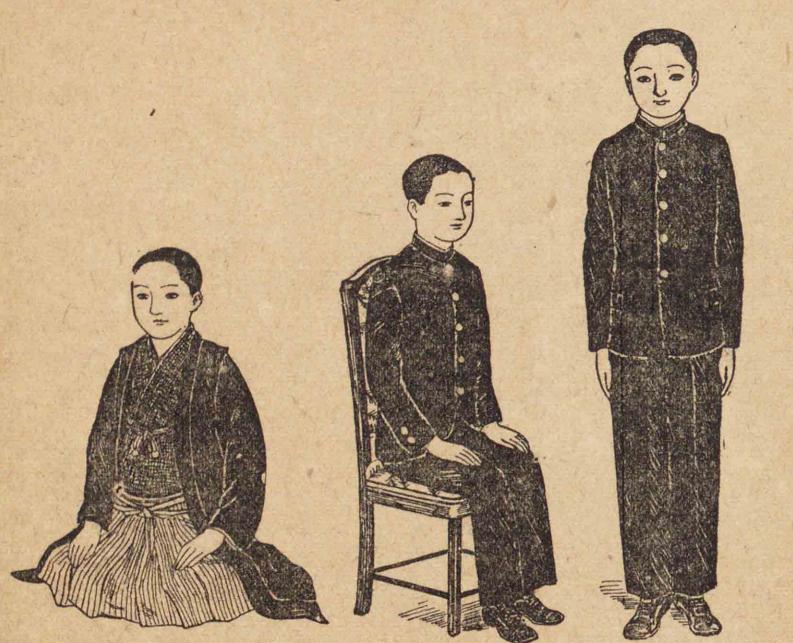
上體は立つた姿勢と同じくし、腰は深く掛け、足を正しく床上に揃へ、兩手は肘ひじを張ることなく股ももの上に置くか、または軽く組む。前に机やテーブルのある時は、兩手を軽くこれに掛けても差支へない。

(三) 正坐の姿勢

上體を正しく保ち、兩足の拇指母指を少しく重ね、兩手を膝の上に置くか、又は軽く組み、眼は前方を正視する。

(四) 姿勢に対する注意

姿勢は作法の基本をなすばかりではなく、健康とも至大の關係を持つものであるから、決して忽にしてはならぬ。世には「くわみ女に反り男」などと言ふことがあつて、婦人の姿勢に對しては長い間誤つた考が行はれてゐたが、舊來の陋習を一掃



して、正しい姿勢を保ち、典雅な容姿を養ふべきである。

第四 起 坐

(一) 凡て起坐は、心を落着けて静かにすることが肝要である。

(二) 坐るには、兩足を揃へ、片足を少し引き、體を眞直に下してその方の膝を静かに突き、次に他の方の膝を突くと共に、兩膝を揃へて静かに腰を落着ける。

(三) 座を起つには、兩手を膝の上に置き、先づ兩足を爪立てて右又は左膝を立て、静かに立上つて兩足を揃へ、直立の姿勢に復る。

(四) 立つた時の廻り方は、圖の通りにし、(左廻はこの反対)何時も上座に向かつて廻るのである。

(五) 椅子に着くには、先づその左側(左方上座の時は右側)に立つて兩足を揃へ、會釋して後、右手(又は左手)を椅子に掛けて着席する。

(六) 椅子を離れるには、先づその前に立ち、右手(又は左手)を椅子に掛け、圖

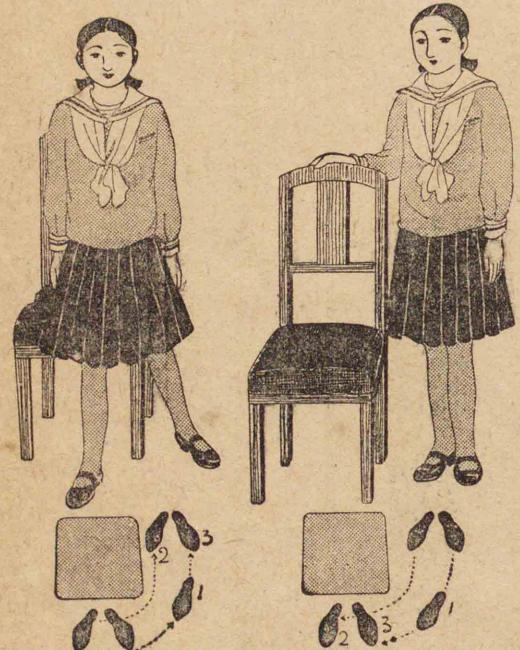
の如くして椅子の左側(右側)に退き、足を揃へて會釋する。

(七) 椅子・座蒲團の位置は、濫に動かしたり變更したりするものではない。又、立つた後必ず元の位置に直すのである。

第五 敬 禮

敬禮は、恭敬の眞情を籠め、敬愛の心を以て丁寧に行ひ、又敬禮を受けた場合には、誠意を以て之を受け、相當の答禮をなすべきである。たとへ目下の者に對しての場合でも心から答禮をする。

(一) 立 禮



普通禮は、頸を屈げずに上體を靜かに前に傾け、手は自然に下げ、凡そ三十度にして止め、徐に元の姿勢に復す。

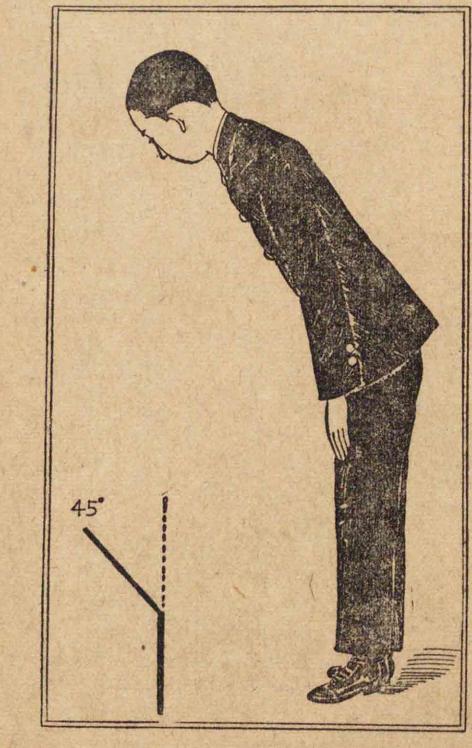
最敬禮は、指先が膝頭に達する度(四十五度)とし、凡そ一呼吸の後、徐に元の姿勢に復す。

如何なる時でも注目を忘れず、又頸を屈げたり、膝を折つたりせぬやうに注意する。

最敬禮は、天皇陛下に對し奉つて行ふもので、皇族に對しては之に準ずる。

(二) 坐 禮

坐禮の普通禮は、姿勢を正し、先方に注目し、両手を膝前に八字形に置き、同時に徐に上體を屈げて顔を

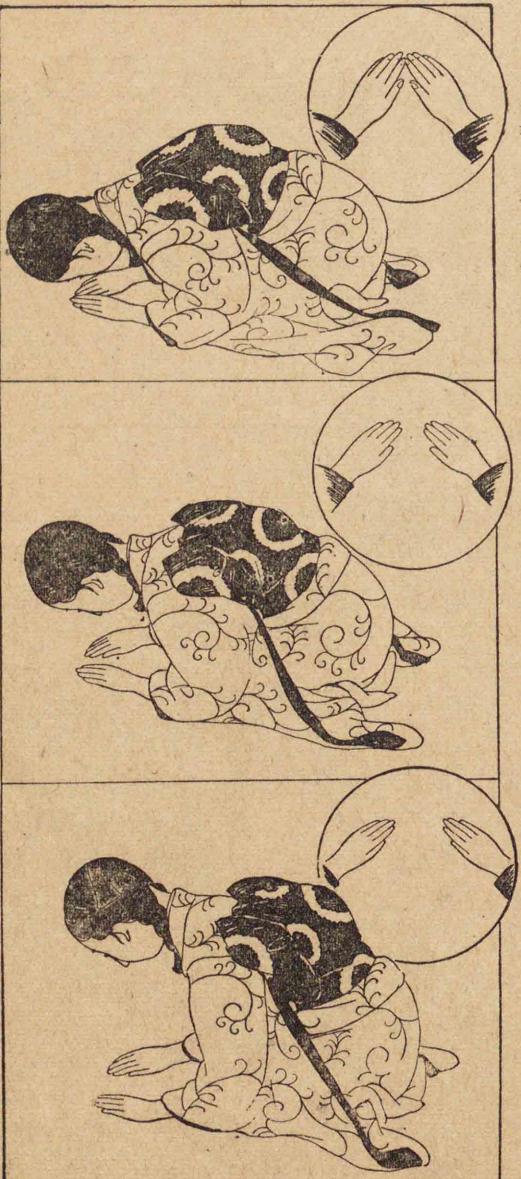


公民

普通禮(同輩)

普通禮(同輩以下)

最 敬 禮

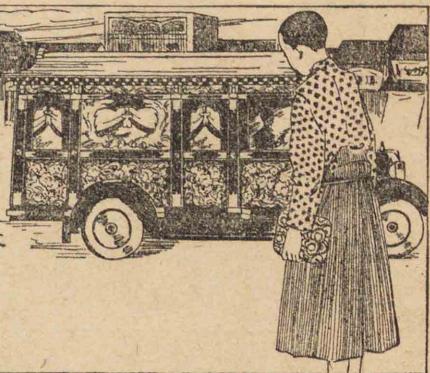


座面に近づけて止め、徐に元の姿勢に復す。此の場合頸を屈げ、襟元を現はしたり、腰を上げたりしないやうに注意する。

最敬禮は普通禮に準じ、両手の食指を近づけ、額をほゞ指先に達するのを度として止め、凡そ一呼吸の後徐に元の姿勢に復す。

(三) 行逢の禮

途上知人に行逢つた時は、二三歩手前で敬禮をなす。長上の場合には、五六歩手前で敬禮をするのである。



傘其他のものを右手に持つてゐる時は、左手に持換へ、又は左腋に抱へて禮をする。若し両手に物を携へてゐるときは、其儘にて敬禮するも差支へない。

男子は、着帽してゐる場合には右手で之を取り、其の内面を内に向け、右股の外側に軽く触れる程度に持ちて敬禮をなす。

屋外で長上と対話する場合は、帽子を取りは勿論、先方より勧められるまでは着帽してはならぬ。然し長時に涉る對話の節は、會釋あしやくをなしてかぶるも差支へない。

途上葬儀に行逢つた時には、靈柩に目禮すること。

(四) 誤られた敬禮

敬禮を行ふに當り、徒に頭を低く下げ、時間を永く、回數多くすれば丁寧であるやうに考へるのは誤りである。

(五) 人の前を通るときの禮
人の前を通る場合には會釋をする。



公民

長上の場合には少し體を屈げ、二三歩手前で斜に先方に向ひ、其の場合に應じて、軽く立禮又は坐禮をなす。會釋された時は答禮をなす。長上から會釋をされた時は、其の場合に應じて、立ち又は椅子を離れて、禮を失しないやう答禮をなす。

(六) 奉送迎

行幸を拜するには、豫め傘をたゝみ、帽子・外套襟卷等を脱ぎ、容儀を整へて、御車御通過の際最敬禮を行ふ。但し、雨天の節は雨具を使用するも差支へない。そして、歛簿通御の後静かに退散する。

堀越又は高き所より拜したり、指さしをしてはならぬ。

行啓・皇族御成の節の心得も亦之に準ずる。

(七) 其の他

宮城・聖蹟・御陵墓・社寺・奉安殿等の前を過ぎる時や、御尊影・御物を拜觀する時は、脱帽して敬禮し、謹嚴なる態度を持すべきである。君が代の奉唱並に奏樂を聞く場合も亦之と同じである。

軍旗に對しては敬禮をする。但し、覆ひのある場合には之をなすには及ばない。

神社參拜には、再拜・二拍手するのを正式とするが、團體では指揮者の命によつて拜禮を行ふのである。

握手は、右手を以てこれをなし、決して左手を用ひてはならぬ。尙長上。

公民

婦人の場合は、先方が手を出すのを待つて握手をするのである。

第六 服 裝

服装は、それによつて其の人の品格を現はすものであるから、これが選定・着用には十分注意せねばならぬ。

慶弔・儀式・訪問等の場合には、相當の服装を用ひ、禮を失はない様に心掛けねばならぬ。

(一) 服装は、質素・清潔を旨として、自己の趣味・年齢・身分・職業・季節等に適應したるものを見び、調和を考へて着用するがよい。

カラーカフス・下着・足袋・靴下・ハンケチ等の附屬品は、特に清潔に注意し、服装との調和に留意せねばならぬ。又、適度に時の流行を考慮するのよいが、徒に之を追ひ、突飛・奇抜な風俗を其のまゝ眞似るのは慎むべきである。

(二) 衣服は常に正しく着用し、和服の場合には、帶・羽織の紐等に注意し、洋

服の場合にはズボンの折目、ネクタイの着け方等に注意する。

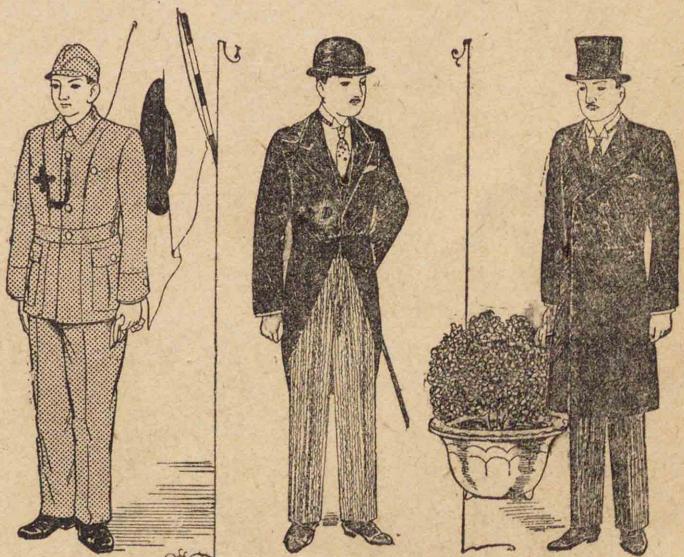
(三) 衣服の取扱が粗雑で、折目なく汚れたものを用ひるのは、人に不快の感を與へ果ては人物の程も疑はれるに至る。

常に衣服の取扱保存に留意し、取亂さない様に努めると共に、始末手入等は入念になすべきである。

(四) 禮服は特別の規定慣例あるものの外は左の例に依る。

男 子

洋服の場合にはフロックコート・モ



公民



女 子

洋服の場合は訪問服・絹布ワンピースで多少裝飾あるもの用ひ、和服の場合には、黒紋附・羽織・袴を用ひるを本體とする。

凶事には關係により喪章を附ける。



こともある。

學生・生徒

學生・生徒兒童其他制服の規定あるものの禮服はこれによる。

喪 章

喪章は洋服に於ては幅凡そ十粁の黒紗を左腕にまとひ、和服の場合には黒布を蝶形に結び左胸に附ける。

〔備

(一) 男子洋禮裝

品目	服種			通 常 服
	燕	尾	禮 服	
帽 子	シルクハット		鳥帽子型 (乙號は陸軍略帽にて良)	シルクハット (モニングコートに準ず)
上 衣	無地黒ラシャ		立折襟・儀禮章を佩ぶ (乙號は白の附襟を附す)	場合により黒山高帽中折帽を代用
チ ョ ツ キ	色及び地質は上衣に同じ		無地黒ラシャ	
ズ ボ ン	又は白		上衣に同じ 夏は白リンネルを用ひるも良	
	色及び地質は上衣に同じ	裙は普通にす	縞 (喪の時は黒)	

公民

シ ャ ツ	白 (ボタンは白)	中衣・附襟・白附袖	白 (ボタン適宜)
カ ラ ア	立襟又は折襟(堅いもの)	立襟又は折襟 (堅いもの)	
ネ ク タ イ	白蝶形又は一字形		適宜(但し白は用ひ喪の時は黒)
手 袋	白の革製		茶又は鼠革 (喪の時は黒)
靴	黒皮エナメル短靴	黒革製	黒革製
靴 下	黒の絹	黒	黒
外 套	黒無地 (形適宜)	茶褐の長マント	(適宜)

(但し公式以外の場合は通常服は禮服として用ひられる。)

(二) 男子和禮裝

1. 上着 黒無地五つ紋、又は色變り紋附を用ひる。場合により無紋無地又は縞等を用ひるも妨げない。喪服は通例黒無地。
2. 下着 無地もの。但し冬物には小紋・更紗・縞等を用ひるも妨げない。
3. 带 角帶を正式とする。
4. 袴 檻高袴を正式とする。
5. 羽織 黒、五つ紋を正式とする。場合により三つ紋を用ひるも妨げない。

(三) 女子和禮裝
1. 上着 黒或は淡色の五つ紋附又は三つ紋附で共に裾模様を正式とする。
2. 下着 白を正式とする。

3. 長襦袢 白或は紅の無地。襟は白襟のこと。(凶事には總て白。)
4. 帯 丸帶(凶事には黒)。帶留は白丸絹

5. 足袋 白。

6. 足袋 白。

7. 履物 草履を正式とし、其他適宜。

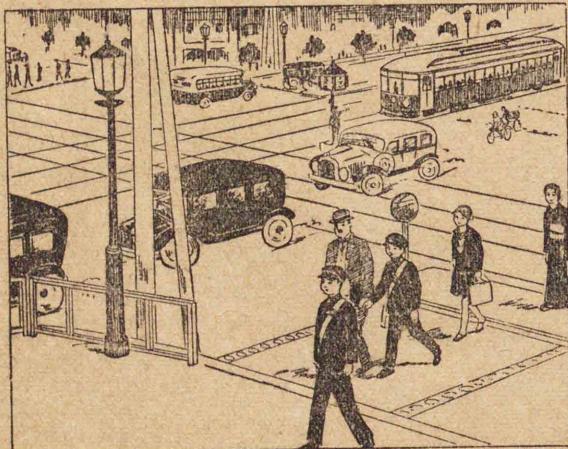
第七步 行

屋外歩行の際は、服装は勿論姿勢に注意し、殊更に俯向き、膝をかゝめ、體

を左右に振つたり、履物を引きずる等の態度は之を避けるがよい。室内の場合は特に物靜かにするやう注意せねばならぬ。

(一) 屋外歩行

1. 道路は左側を通行し、歩道・車道の區別ある所では其の區別に従ひ、人に出逢つた時は左側に避ける。
2. 都會の大道路を横切るときは、交通信號を嚴守し、すべて横斷に當つては、先づ右に注意し、次に左に注意し、速かに直角横斷をなし、通行禁止の場所はよくこれを守り、行列は濫^{みだら}に横切らない様にする。
3. 同伴者と横列を作り、他人の歩行を妨げるが如き事はこれを慎み、なるべく歩調を合せて歩行すること。



4. 長上と同行する時は、少し後れて歩くのであるが、案内する場合は少し先に行くこと。
5. 隊伍を組んで團體の行進をする時は、伍の間をあけすぎぬ様にする。之に行逢つたときは、その間を横切らぬ様に注意する。
6. 歩行の際は、食物・煙草を口にしない事は勿論、放歌・口笛・其他喧騒に涉らぬ様にする。
7. 道路に佇立したり、路上で遊戯をしたりして、通行の人の妨害となる事等はしない。
8. 道路上に痰唾ちよづけを吐き、紙屑を棄て、又通行人を指笑し、或は之に附きまとふ等はしない。

屋内步行

1. 屋内は静かに歩行し、廊下・階段等は通常左側を通行し、靴のまゝ歩行する場合は、爪先に力を入れて音を立てない様にする。
2. 室内の物品は、之を踏み、又は跨ぎ越えない様にし、他の部屋は濫に

のぞかないやうにする。

第八 戸・障子の開閉と出入

戸・障子・襖の開閉は、常に静かに開閉するやう注意すべきである。ドアの場合も亦同様である。

他人の室に入るときは、日本室では許を受け、西洋室では軽くノックし、返事を待つてはいるべきものである。

許可なく無断に入る事や、他人の部屋に忍び足で近づき、或はのぞき見するが如きは共になすべきことでない。

女子一人の居室に男子が入る場合は、入口を開けて置くのが作法である。女子の場合も亦同様である。

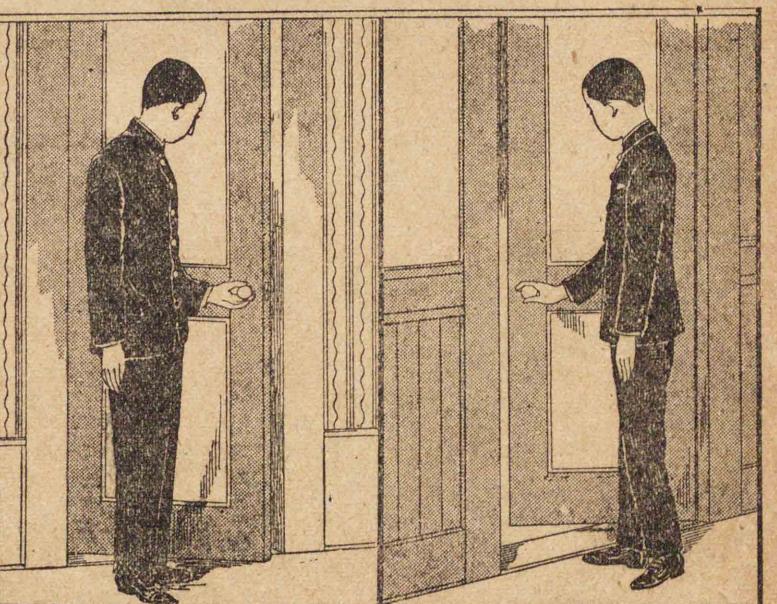
(一) 扉の右開きの場合には、其の前に立ち、把手を右手に採り、之を開き、室内に入り、内側の把手を左手に持ち換へて正しく之を閉ぢ、左開きの場合は之と反対に開閉する。押戸の場合も扉に準じて開閉し、必ずあと

をおさへておく。

(二) 戸・障子・襖等を右に開く時は、其の建具の前に斜に引手の方に向かつて跪き、右手を引手に掛け少し開き、左手を下部に掛けた後、左手を引手にかけて押開く。之を右に閉ぢるには右手にて下部を持ち、引寄せた後、左手を引手にかけて正しく閉ぢる。

左に開き又は閉ぢる時も、之に準じて反対にすればよい。

祭祀・儀式・來客・訪問・長上の室等の場合に、座敷の戸・障子等を開閉する時は、總て跪いて之を



公民

行ふのである。

(三) 簾又は幕のある場所に出入する時は、先づ其の前に跪いて片手をつき、片手で掲げて入り、向き直り、他の手に持ち換へて静かに下す。出る時も亦之に準ずる。出入共に長上に對して後を向けないやうにする事と、一禮する事を忘れてはならぬ。

幕に定紋ある場合には、其の家に敬意を表する意味で、此の場所を避けて出入する。但し幕が絞られてゐる時には、其の場所から出入するのであるが、絞りの總に觸れない様に心掛くべきである。



第八 戸・障子の開閉と出入

第九 言語・應對

言語・應對は、容儀と相俟つて其の人の人格を表はすものである。故に、人に接するには、心から其の人を敬ひ、其の人に親しむ態度を保ち、言葉遣は正しく上品にして丁寧に、應對は親切丁寧にして而も快活明瞭であるやう心掛くべきである。

(一) 皇室に對し奉つては、正しい敬稱敬語を用ひ、談話の際は謹嚴なる態度を持つべきである。

(二) 一般に對する言語・應對

1. 他稱・對稱及び自稱は、相手によつて相當の稱呼を用ひ、殊に他人の事を話すには相當の敬稱・敬語を用ひ、自己の家族・親戚のことを稱する場合には、敬稱・敬語を用ひないのが例である。

2. テーブル卓子・椅子の備ある場所で對話する場合に、先方が立つてゐる時は己も立ち、腰掛けてゐる場合には腰掛けるのを通例とするが、先方が

- 長上である場合には、椅子をすゝめられた場合の外腰掛けないのがよい。
- 座敷では坐つて應對するのが本體である。
3. 先方が用事又は對話中の時は、其の終るを待ち、急用の場合には其の旨を述べ、然る後話掛けるがよい。
- 先方の談話はよく之を聞き、自分で話したり、他人の談話に差出口をしたりするやうなことは慎まねばならぬ。
4. 用談の他是話題に注意し、みだりに先方の迷惑となる談話や、他人の批評や、自己の自慢不平や、不潔・不愉快の話は慎むべきである。
5. 途上で人に物事を尋ねる場合には、男子は帽子を脱いで挨拶あいさつをなし、問答の後には謝意を述べ、人から尋ねられた時は、知れる範圍だけの事は親切に告げ知らせ、知らない時は其の旨を丁寧に答ふべきである。
6. 交通頻繁な街路で知人に出逢ひ用談する必要ある時は、先方の進

む方向に歩きつゝ用談をなし
て後、己の向ふ元の方向に歸るべきである。

特に道路の中央や、他家の軒下等で立話するやうな事は避けなければならぬ。

7. 人を電話口に呼出す時には、己先づ電話口に出るのが禮である。己むを得ない場合の外、長上を電話口に呼び出さぬがよい。通話中は對談と同じく言語態度を慎むべきである。

第十 訪問・迎接

訪問をする時は、先方の都合や時間等を考慮し、自分の都合のみで訪問するのは慎まねばならぬ。



公民

殊に訪問中は時間に注意し、迷惑を掛ける事のない様にせねばならぬ。訪問を受けた時には、直に出てて取次をなし、親切丁寧に接待すべきである。

(一) 一般心得

1. 訪問は急用の外なるべく早朝・夜分食事時刻其の他先方の迷惑となる時を避ける。殊に先方が外出せんとする時、又は取込の際の如きは、急用の外面會を求めないやうにすべきである。
2. 訪問した時は、帽子・襟巻・外套等を客室に携行しないのが禮である。靴のまゝ昇降する場合は、よく之を拭ふやう心掛くべきである。
3. 面會を求める時は、成るべく先方の都合を問ひ合せ、面會の節は直に用事を述べ、長座せぬやうにすべきである。
4. 初対面の訪問は、知人の紹介に依りてなすを禮とし、訪問を受けた時は成るべく速かに面會する。
5. 訪問・迎接には、約束の日時を違へないやうにし、應對中は先方に不

愉快の念を起させないやうに心掛ける。

6. 書状で人を紹介する場合には、被紹介者の身分・氏名・性行の大要及び自己との關係・要件等を簡明に記すがよい。略式には名刺を用ひるが、此の場合には名刺の右肩に紹介の言葉を記し、左上部に宛名を記す。

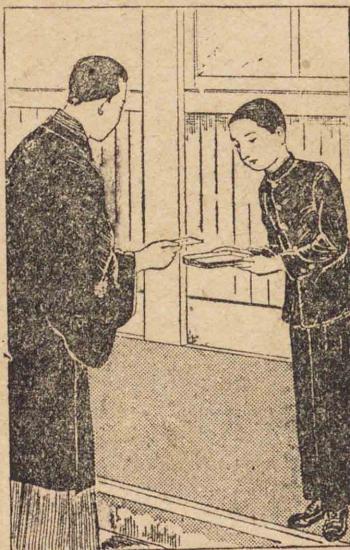
7. 簡単な用向を玄關で告げる時は、外套・コートの類は取るには及ばない。

8. 名刺の大きさ・紙質等は、身分相應なものを用ひ、文字はなるべく分り易い書體を用ひるがよい。

(二) 案内・取次及び挨拶

1. 訪問の際は、玄關で案内を乞ひ、取次の者に挨拶をなし、氏名を告げ又は名刺を出し、簡明に來意を述べるのが禮である。

取次の者は直に出て、挨拶をなして氏名を尋ね、又は名刺を受け、來意を聞き、誤なき様取次ぐ。



2. 長上來訪の時は、主人自ら迎へて案内をなす。家人は來客の帽子・襟巻・外套・履物等を直に整へ置く。

3. 不在中に訪問を受けた時には、家人は其の旨を告げ、氏名又は名刺を受け、その要件を聞き、誤りなく本人に傳へる。

4. 客室に案内された時は、主人に挨拶をなし、然る後着席す。椅子・座蒲團等に着席した後主人が出られた時は、之を離れて挨拶をする。

客室に案内された時、先客のある場合は、主人に挨拶を述べて後



同席者に及ぶも同席者多數の場合は、一同に向かつて挨拶をする。

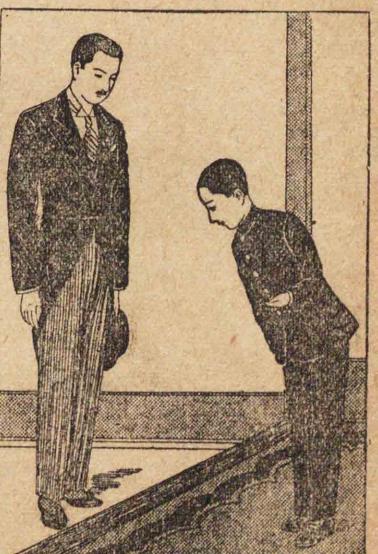
5. 座席は、長上に對しては床の正前に之を設け、其の他はその左右にし、すべて入口より遠い方を上座とする。

西洋室では、通例暖爐飾棚(マン



トルピース)のある方を上座とする。無い時は入口より遠い方若しくは正面の方を上座とする。

6. 着席は主人の指圖に従ひ、固辭すべきではない。同席者に長上ある時は、己は下座に着くのが禮である。座蒲團を進められた時は、會釋をな



(三)

し、正しく其の上に坐る。濫に位置を變へて坐つたり、戸・障子・襖等の開閉出入の妨げとなるやうな場所に坐つたりしてはならぬ。

接待及び退出・送客

1. 客には煙草盆・茶等を進め、應對中は濫に席を離れないやうにすると共に、倦怠の態度を表はさないやうにする。

2. 客ある時は、家人は濫に其室に出入しないと共に、高聲で談笑し喧騒に涉らない様心掛ける。客の辭し去る時に濫に引止むるは禮でない。

3. 退出するには、話の都合を見計つてするがよい。若し食事の仕度があつて引止められた時は、之を固辭するのは禮でない。

4. 他の客が來た時は、己の談話は成るべくはやくすませて辭去するがよい。

5. 主人は客を玄關まで送り出し、客が外套等を着る場合は之を手傳

ひ、夜分又は雨・雪等の時には提灯、雨具等を用意し、老幼・女子の時は人をして付添はせ、其の家に送るは禮である。

6. 客の去つた後、直に戸・障子を閉ぢて大聲で談笑することは慎むべきである。

第十一 祝賀・見舞・弔問・會葬・家例及禁忌

(一)

祝賀・見舞・弔問・會葬

祝賀・見舞・弔問・會葬等では、言語・動作・服装等に意を用ひ、自ら行つて眞情を述べるが禮である。然し、已むを得ない事情の爲に代理人又は書状を以てする時には、特に鄭重にすべきである。

1. 親しき人の家に慶事ありて披露を受けた時には、必ず祝意を表はすために訪問をなすか、又は祝詞を送る。祝賀を受けた時には速かに答禮をなすべきである。

2. 病氣見舞は、病状により病床に臨まないのを可とするも、面會した

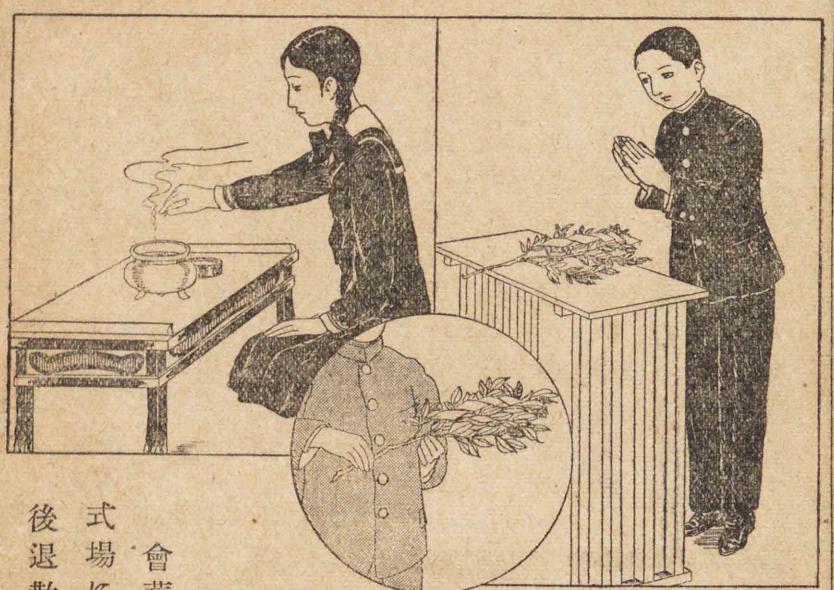
場合には、特に談話・舉動等を慎まねばならぬ。

災害見舞は速かになし、必要に應じて助力をなすは道である。

見舞を受けた場合は答禮をなすべきである。

3. 家族に不幸のあつた時は、親戚・知人等に對して速かに通知をなす。通知を受けた時には、速かに弔問又は弔靈するか、書狀等を送るべきである。

會葬の際は、靜肅にして哀悼の意を表し、式場に到らば住所・氏名を通じ、葬儀終つて後退散する。



玉串を捧げる時は、先づ神官の前に到り玉串を受け、柩前に進みて敬禮をする。玉串は根元を先方に向けて捧げ、再拜二拍手の後、一拜して退く。

焼香をなす時は、佛前に到り、先づ敬禮し、次に右手三指にて香をつまみて香爐内に入れ、合掌敬禮して下る。

4. 会葬には、遠慮すべき事である。

会葬には、必ず神料香料。

花料等の供物を供へなければ肩身が狭い様に感じ、甚しい時には、この心遣の爲に参會しないやうな風があるのは改むべきことである。

6. 弔問に對する答禮は忌

父大平洋三儀豫テ病氣療養中ノ處二日午前五時二十分死去致候ニ付此段御通知申上候
追而來ル五日午後二時ヨリ三時迄青山斎場ニ于佛式ニ依
リ告別式執行可仕候
昭和十二年四月二日
東京市麹町區下六番町二十五番地
親戚總代 大平山本雄
友人總代 大川海野廣
竹口清
高吉博三

公民

- 明に行ふべきものである。但し会葬者に對する答禮は直に行ふ。
- 忌服中は特に謹慎の意を失はぬやうに注意し、忌服中の人に對しては新年祝賀の訪問又は賀詞はこれを遠慮し、忌服中の者は年内に年賀の禮を缺く意味の挨拶をなすがよい。
- 古來定つた服忌令があり、其の親族等級に従ひ喪に服すべき事になつてゐる。

(明治七年太政官布告第百〇八號參照)

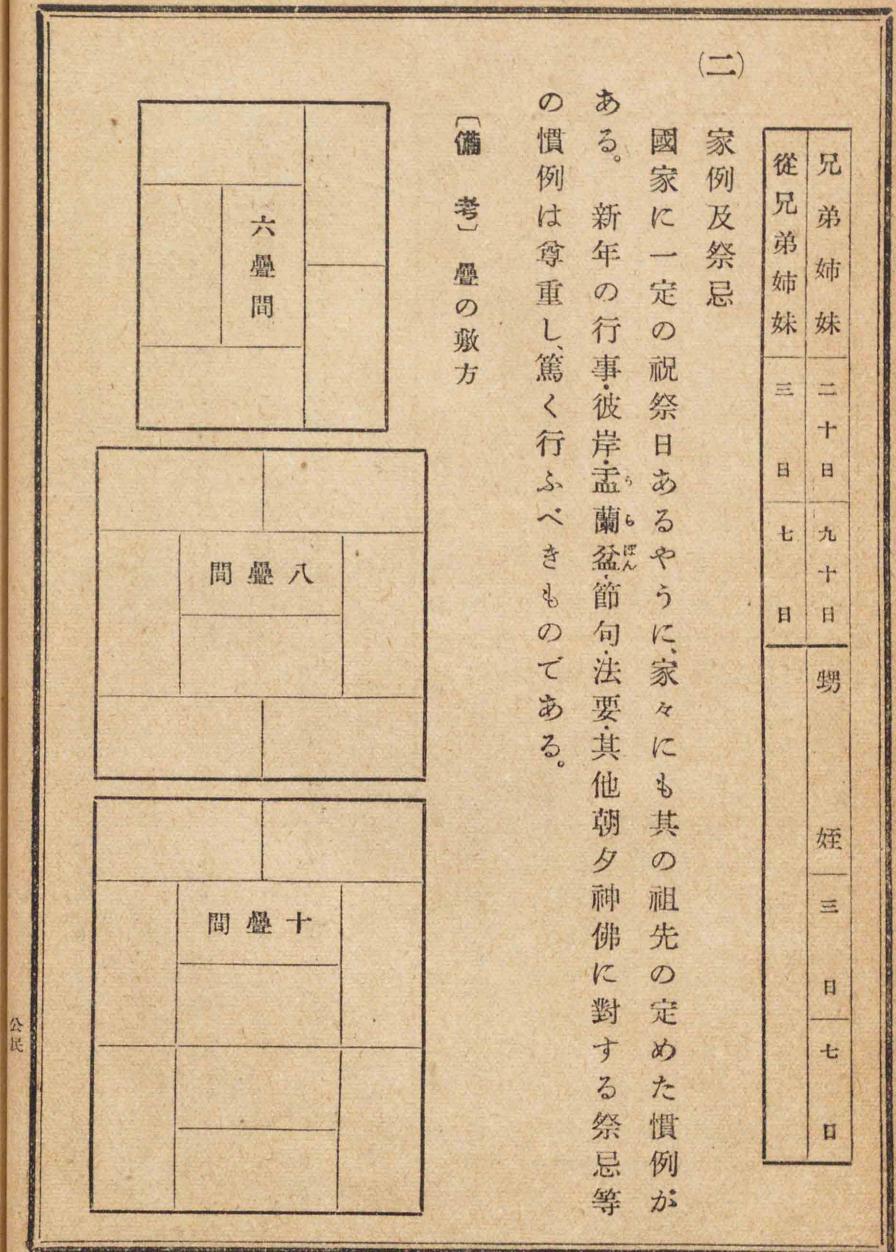
親族				忌日數	服日數	親族				忌日數	服日數
父	母	母	母	五十日	十三ヶ月	高祖父母	母	母	母	十日	三十日
父	母	母	母	三十日	三十日	伯叔父母	母	母	母	二十日	三十日
妻	夫	夫	夫	二十日	百五十日	嫡	子	子	子	二十日	三十日
夫の父	夫の母	繼父	繼母	十日	三十日	養	十	十	十	三十日	三十日
祖父母	母方	母方	母方	三十日	三十日	嫡	子	子	子	三十日	三十日
曾祖父	父母	父母	父母	九十日	九百五十日	庶	子	子	子	三十日	三十日
異父母兄弟姉妹	曾孫	孫	孫	三日	三日	嫡	十	十	十	三十日	三十日
	曾孫	孫	孫	九日	七日	養	三十日	三十日	三十日	三十日	三十日

(二)

家例及禁忌

國家に一定の祝祭日あるやうに、家々にも其の祖先の定めた慣例がある。新年の行事・彼岸・盂蘭盆節・旬法要・其他朝夕神佛に對する禁忌等の慣例は尊重し、篤く行ふべきものである。

〔備考〕疊の敷方



(一)

第十二 招待・告送別及送迎

招待

1. 人を招待する時には、其の趣旨に從ひて相當の準備をなし、誠意を以て待遇すべきである。
2. 人を招待せんとする時は、豫め正客の内諾(なむだく)を得て後、其の事由・日時・場所を明らかにして、凡そ二週間前に書狀又は口頭で案内をする。忌中の人に対する招待を遠慮すべきである。
3. 招待を受けた場合は、謝意を表し、速かに參否を答へるが禮である。出席の旨を答へた後其の約束を違へる時、又は已むを得ない故障の爲め缺席する時は、直に其の旨を通じ深謝すべきである。
4. 人を招待した場合は、主人は勿論其の席に出入する者も相當の服装をなし、招待に應じて出席する人も亦相當の服装をなすべきである。

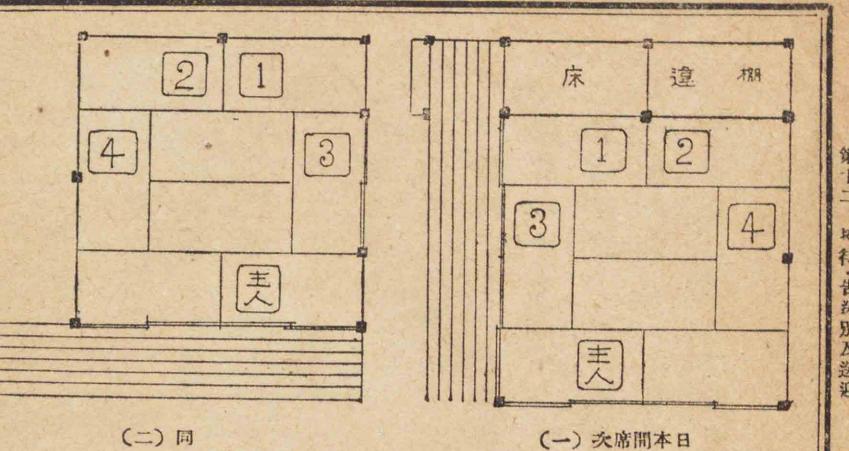
5. 飯應中は適宜隣席の人と静かに談話を交換し、温に席を距てた人と語を交へたり、高聲で談笑したりせぬがよい。

6. 饗應の終つた時は、相當の時間を見計らつて退出する。

自分が主客でない時は、主客の退出を待つのが禮である。

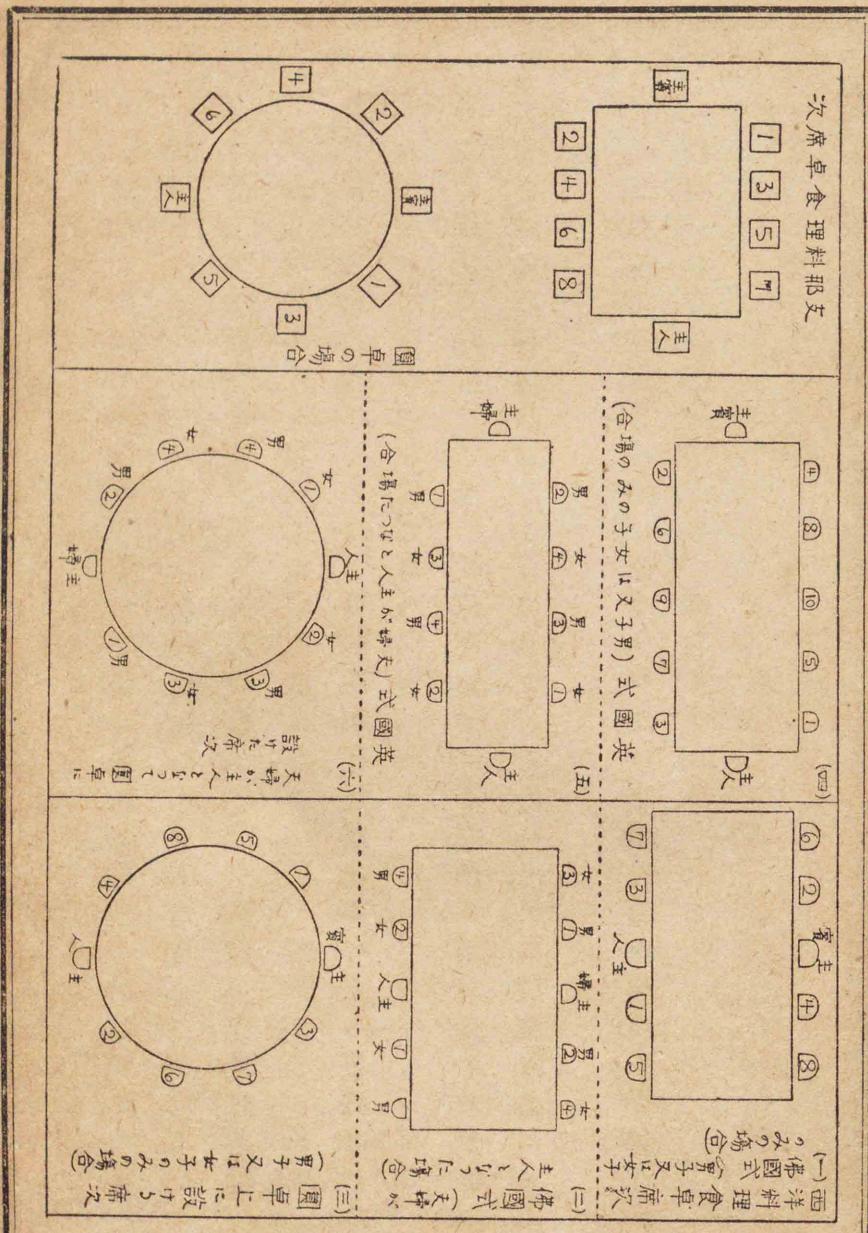
7. 招待に對する答禮は、成るべく速かに自ら往つて述べるか又は禮狀を送る。

親戚・恩人其の他親しい知人等が長途の旅行をする場合は、其の出發及歸着に際し之を送迎するは禮である。短期の旅行に送迎をしたり、又些細な關係の人の爲等にお祭騒ぎ



(一) 次席間本日

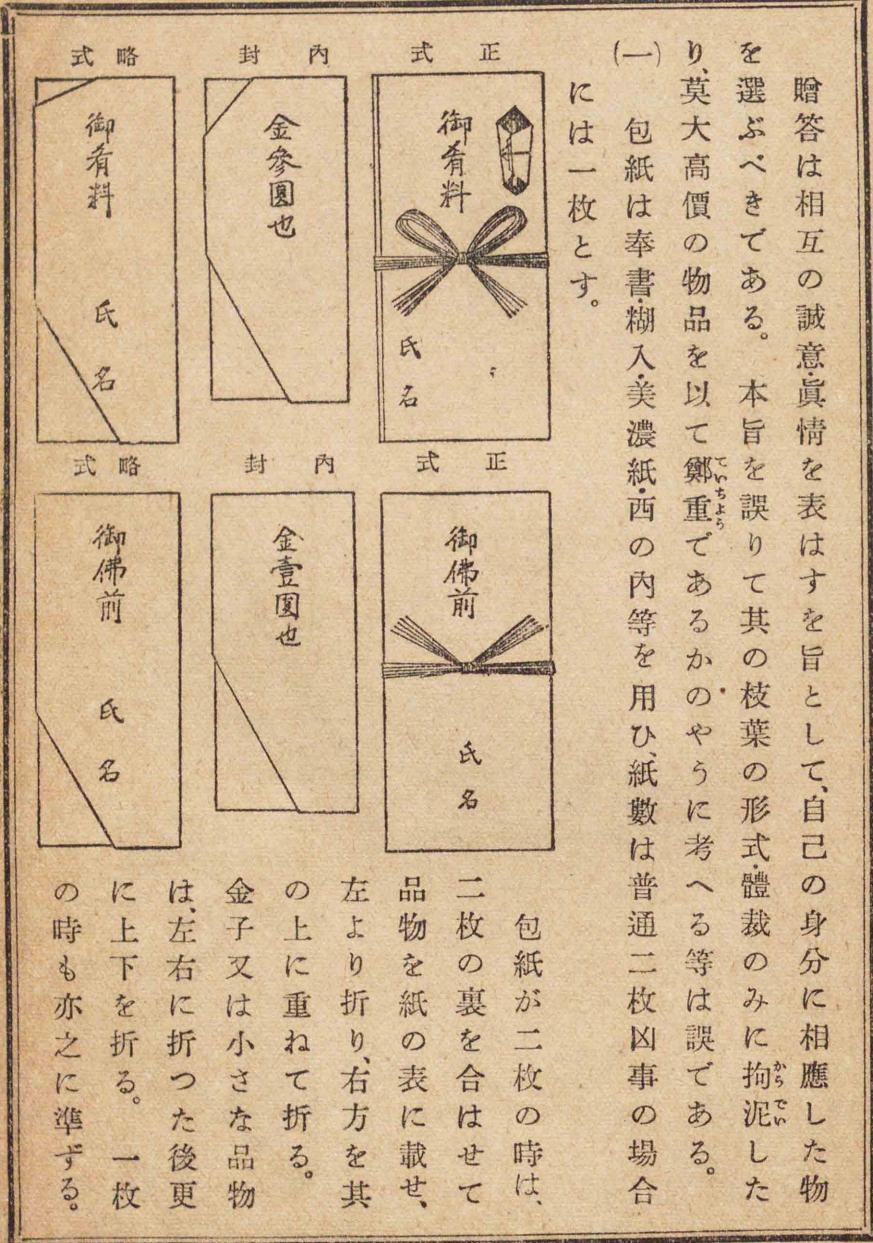
(二)



をして送迎するのは虚禮である。

1. 長期の旅行や轉住等の場合は親戚・知人・近隣等に對しては相當の挨拶をなすべきで、之を受けた時は速かに答禮をなすべきである。
2. 長上又は近親の者が長期の旅行をする時や轉住の際は、停車場又は波止場等に之を見送り、來着の際は之を出迎へるのが禮である。此の場合、乗物内に立入つて他の乗客に迷惑をかけたり、寝臺車に立入つたりするのは非禮である。
3. 送迎する時には丁寧に挨拶をなすべきであるが、自分のみ長話をして、他の送迎客に迷惑を及ぼすことのないやうに注意せねばならぬ。
4. 多數の送迎者ある時には、受付を設け、丁寧に謝意を表し、受付もないやうに注意すべきである。

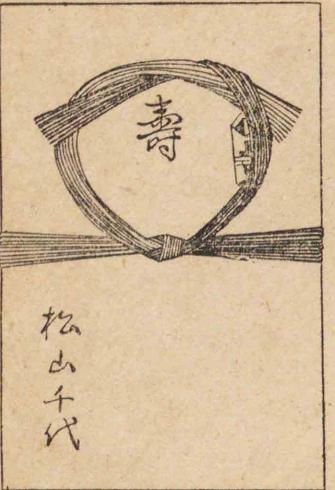
第十三 遣 物



贈答は相互の誠意眞情を表はすを旨として、自己の身分に相應した物を選ぶべきである。本旨を誤りて其の枝葉の形式體裁のみに拘泥したり、莫大高價の物品を以て鄭重であるかのやうに考へる等は誤である。

(一) 包紙は奉書糊入美濃紙・西の内等を用ひ、紙數は普通二枚凶事の場合には一枚とす。

包紙が二枚の時は、二枚の裏を合はせて品物を紙の表に載せ、左より折り、右方を其の上に重ねて折る。金子又は小さな品物は、左右に折つた後更に上下を折る。一枚の時も亦之に準ずる。



松山千代



鶴田榮一

合には黑白若しくは白を用ひる。

(四)

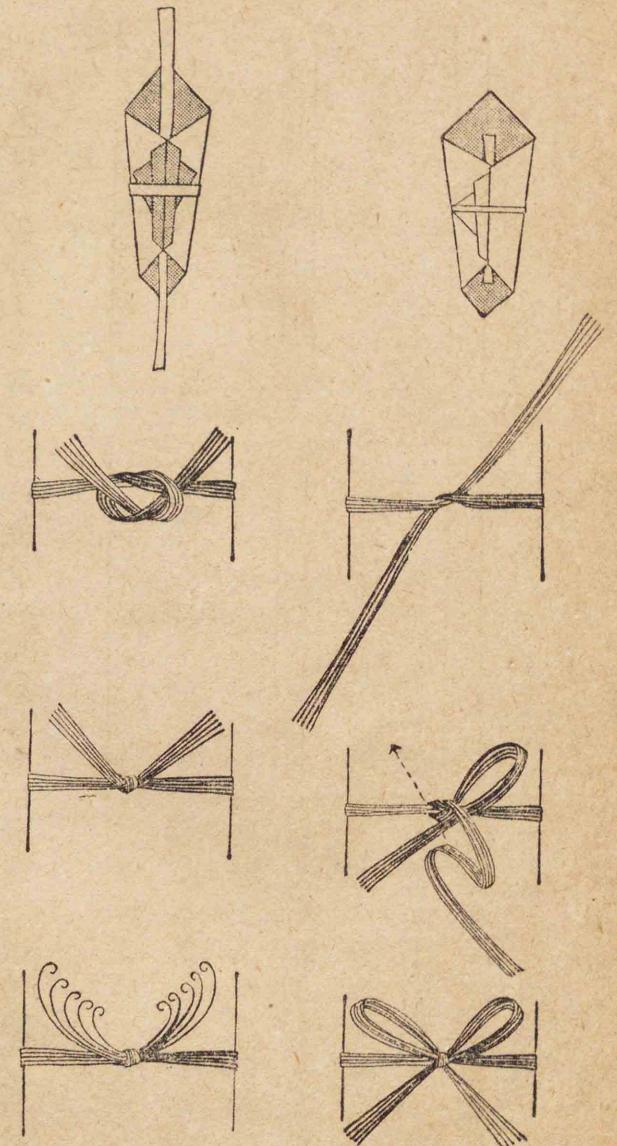
慶事及び普通の場合の水引の掛け方は、金銀の金を、紅白の紅を右にして兩輪に結び、婚禮縁組には水引二本を合はせて結切に結び、その兩端を切らずに一本づつ巻くのである。

凶事には黑白を用ひ、黑白の黒を右にし結切に結ぶものである。

結婚祝・賀壽等の場合に特に長熨斗を用ひることもある。

(五) 表書は場合に応じ、凡そ次の例に依るか、又は品目を書く。但し凶事の場合を除く外「粗品」とのみ表書するも差支へない。

- (二) 進物には水引を掛け、熨斗を添へるを例とす。但し魚鳥類を贈る場合及び凶事の場合は熨斗を添へないのである。
- (三) 水引は、吉事或は普通の場合には紅白若しくは金銀を用ひ、凶事の場



謝禮の場合……御禮・謝儀・薄謝・寸志

吉事の場合……御祝・御祝儀・壽

凶事の場合……御靈前・玉串料(神式)・御佛前・御香料(佛式)

年始の場合……御年玉・御年賀

歳暮の場合……御歳暮

餞別の場合……御驥・御餞別

歸宅・安着の場合……御土產

(六) 進物として從來普通に行はれてゐるのは次のやうなものである。數量は普通の場合には奇數を用ひ、結婚の場合には一個又は一對を用ひるものである。

凶事には一個又は偶數を用ひるのが例である。

特に親しい間柄では先方の好む物を聞いて贈るもよい。

吉事の進物

1. 新年中元歳暮等には、先方の好む物及日用品等。

2. 入學・卒業・任官・昇進・落成等には、花束・裝飾品・家具・酒肴等。

3. 結婚には、酒肴・鰯節・眞綿・袖地・袴地・反物・手廻道具等。

4. 出産・年祝・全快祝には、酒肴・吳服類・貯蓄債券等。

5. 初雛・初幟の贈答は、なるべく範圍を狭くし、又重複を避ける爲先方の希望をたづねて贈るもよい。

凶事の進物

1. 死亡の時には、玉串料・香料・菓子料・生花・造花・花環・線香・果物・野菜等。

2. 忌中見舞の時には、茶菓子・料理等。

見舞の進物

1. 病氣見舞の時には、病人に適するもの、及び家人の勞を慰むるもの。

2. 風水・火災見舞の時には、食器・衣類・日用品等。

謝恩の進物

謝禮・謝恩慰勞の時には、嗜好品・器物・吳服・商品切手・金子等。

第十四 授受・進撤

物品を授け又は進める場合には、心を落付け、静かに丁寧に取扱ひ、且つ先方の受け易い様に留意する事が肝要である。

殊に先方が長上である場合には、特に敬意を失はないやうに心掛け、相當の敬禮と會釋とを忘れないやうにしなければならぬ。

(一) 座蒲團を進めるには、左手で下から支へ、右手を右端に添へて持ち、適當な場所を見計らつて客の前に跪き、次にこれを下に置いて



公民

(二) 煙草盆を進めるには、火器を客の左方に、灰吹を右方にし、冬季火鉢と同時に進める場合には、火鉢を客の左側に置くのである。

(三) 煎茶を進めるには、左掌に茶托をのせ、右手を茶托の縁に添へて持出で、一旦座上又は卓上に静かに置き、両手で茶托の兩縁を持つて客の前に押進め、一禮して退く。茶碗を撤く時には、一禮し、少し引寄せて持去る。茶托なしで進める場合には、お盆をもつて進め、又撤ぐのである。

茶を進められた場合には、會釋の後、右手で茶碗を取上げ左手を添へて、静かに飲む。飲終つた時は、右手で元の所に置くが、此の際茶碗を俯せるものではない。



(四) コーヒー・紅茶を進めるには、茶碗の把手とてが客の右方になるやうにし、匙さじを添へて進める。角砂糖・牛乳等は別の器に入れて出すのが本體であるが、角砂糖は便宜上、匙の上にのせて進めてよい。

これを飲む時には、砂糖を入れて

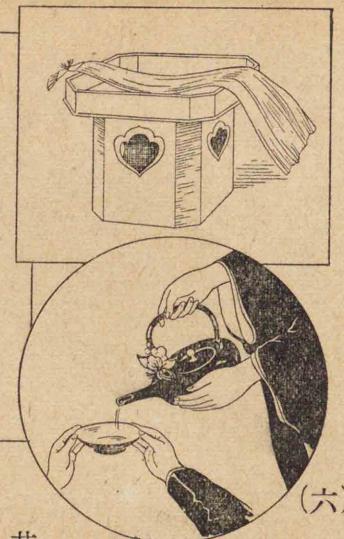
しばらく置き、右手で匙を取つて静かにかき廻してから匙を受皿の向側に置き、右手で把手を持ち、静かに

飲む。又受皿のまゝ左手にのせ、右手で茶碗の把手を持つて飲んでもよい。

(五) 膳を進めるには、下圖の如く先方に向け、膳の中程を持ち、氣息のかからぬ程度に高く上げ、上座の客より順次に配膳する。膳を進められたた



ときは會釋すべきものである。膳を撤く場合には上座より會釋をして撤く。



(六) 祝の場合に進める長髮斗ながのひは、上圖右の如く幅の廣い方を自分の右にし、三方の割型かたのある方を自分の方に向か、左右の笠に兩手の五指をかけ、凡そ眉の高さに捧げて進み、客の前に三方を置き、二膝下り、

恭しく禮をなす。客の受けた後二膝進んで三方を引き、始めのやうにして持還る。長髮斗の受方は上輩より出されたときは、一膝進み、三方を戴き、一膝下つて丁寧に禮をなす。其の他はそのまゝ禮をなす。三組盃を進めるには、左圖のやうにし、酒を進めるには、丸圖のやうにして進める。

(八) 菓子・果物を進めるには、器に盛り、盆にのせて進めるか、又は銘々の器に盛り、其の種類に應じて箸、楊枝・匙・フォーク等を添へて出すものである。但し、

果物は適當の大きさに切り、皿に盛り、フォーク又は楊枝を添へて出すか、皮つきのまゝ皿にのせ、小刀を添へて出し、物によつては手拭を添へる。

菓子器を進めるには、箸が客の前になるやうにして、兩手に捧げ、客の前にて一旦置き、更に兩手に持つて差出す。

銘々器に出された時は、種類により器を取上げて食べる。果物はフォーク又は楊枝等で食べ、皮や種子は見苦しからぬやう始末すべきである。

(九) 及物・團扇等を進めるには、柄を先方に向け、傘杖等の類は柄又は握りが先方の右手に向くやうに

差出す。

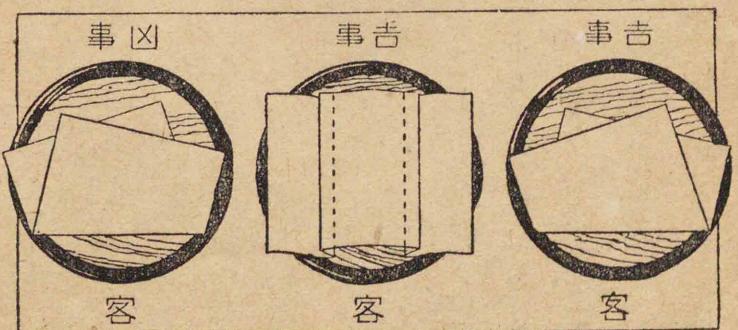
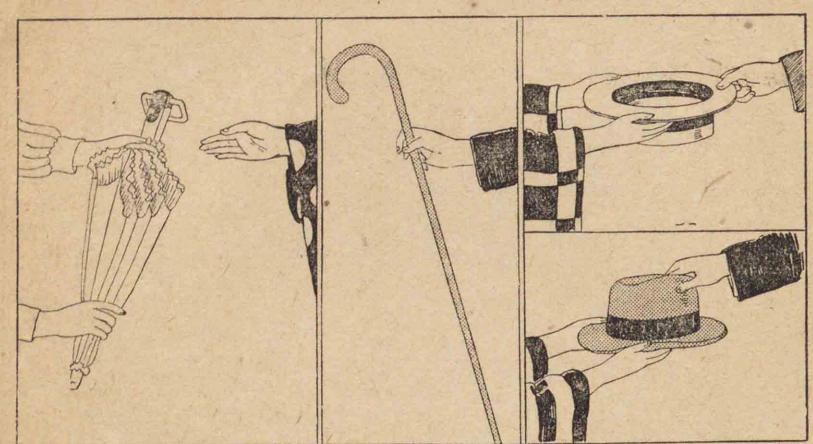
書籍を進めるには、兩手で持ち、先方の前で向け直し、丁寧に差出す。

如何なる時も、受ける場合は會釋すべきである。

(十) 帽子を進めるには、その前を先方にし、内面を下に向け、兩手で縁を持つて差出すのである。

絹高帽・山高帽・麥稈帽等は、内面を上に向け、前を先方に向けて差出すのであるが、内面甚しく汚れてゐる時は、内面を表はさない様にせねばならぬ。受取る時は、會釋して右手で取り、直に冠る。

(十一) 辞令書・卒業證書等を受ける時には、之を



授ける人の前凡そ三歩の所に立止りて敬禮し、再び進んで両手で受け
て押し戴き、そのまま三歩退き、一見の後敬禮して退くのである。

表彰状・感謝状を贈る場合には、受ける者を上座に置いて渡すべきで
ある。

第十五 物品の貸借

他人の物品を濫^{みだり}に借用するは失禮であると心得なければならぬ。
家族・親戚若しくは知友間で、物品を貸借することを情誼の厚い行爲で
あるかのやうに思ふのは誤った考である。併し、已むを得ない事情のた
め借用するときは、その理由を述べ、鄭重に挨拶をして、先方の諒解・承認を
得た後借用せねばならぬ。返戻する場合は勿論鄭重に其の厚意を深く
謝すべきである。

(一) 物品は已むを得ない場合の外なるべく借用しないやうにする。
貸借の場合には、必ず其の品を^{あらた}検めて授受する。

(三) 借用の物品は、特に丁寧に之を取扱ひ、用済の後は、元の状態にして速
かに返戻し、厚く謝意を表す。

(四) 借用の物品は轉貸をしない。若し轉貸の必要ある場合は、貸主の許
可を受けてなすべきである。

第十六 食事

(一) 一般の心得

1. 食事前に手を洗ひ、食後はなるべく口を嗽ぐこと。
2. 食事の始終には挨拶をなし、食事中は特に容儀態度を亂さないや
うにすること。
3. 食事中好き嫌ひを言つたり、急いで食べたり、口を鳴らしたり、囁^か
む音やすゝる音をたてたりしないこと。
4. 食事中の談話は話題に注意し、食物を口にして談話せぬこと。
5. 食事中は四邊を見廻さぬやうにし、食器を手荒く取扱つたり、食物

- を身邊及器中に取散らしたりしないこと。
妻楊枝は使用しないがよい。若し使用する場合には、手で口を掩^{おほ}ひ、目立たぬやうに使用すること。

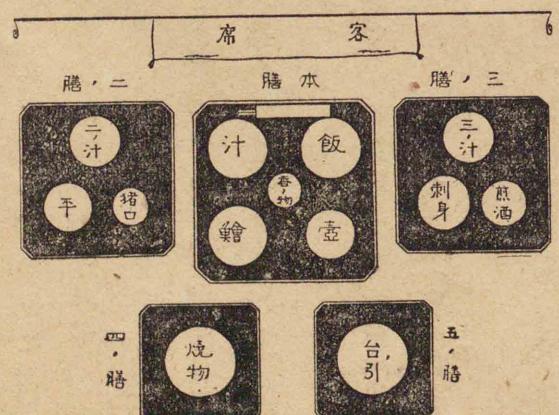
7. 食事中はなるべく座を離れないこと。

(二) 饗應の心得

1. 饗應には主客共に服装に留意し、主人は客の満足をばかり、客は主人の好意を無にせざるやう心掛け、濫^{みだり}に遠慮し、又は無理に強ひるやうな事は避くべきことである。
2. 饗應に於ける主人の挨拶は、日本式の場合には配膳の後、即ち食事の前に於てなし、西洋式の場合には、デザートコースに入る際に行ふのである。

日本料理の食事作法

1. 配膳の終つた時に、主人は客に對して挨拶をなす。客は主人の挨拶が終つてから箸を執る。同席者のある場合には、長上が箸を執つ



1. 膳部は本膳を出してから二・三・四・五の膳を出す順序である。膳部及料理の配置は圖の通りにすべきである。
2. 箸は箸袋から取出し、膳の右側にかけ、箸袋は膳の左側に置く。食事の順序は本膳より始め、次第に二の膳、三の膳に及ぶ。

先づ飯を食べて後汁を食べる。飯汁・飯と食べた後は、隨意に何を食べてもよいが、何を食べても必ず飯に還ることを忘れてはならぬ。
香のものは湯を注いでから後食べる。二の膳・三の膳の上に在るものを見る場合には、最初汁の蓋を取り、左手に持つて食べ、然る後他の菜に及ぶ。

飯の再進を乞ふときは、箸を一旦膳に置き、両手で椀を差出し、之を受ける時も亦同様にする。再進を受けた場合には、一旦膳の上に置いてから食べるものである。

食事後湯を受けたときは、箸を滌ぎ、懷紙でこれを拭つて元の箸袋に收め、膳の中に入れて置く。これを箸を落すといつて、食事のすんだ印である。

食事中箸の扱ひは、先づ右手で取り出し、膳の縁にかけて置き、次に右手で箸の中程を取り上げ、左手を添へて、右手で下より持換へる。食事の途中箸を置くには、箸先を膳の中に立てかけてお

くのである。

(注) 次のこととは昔から嫌はれてゐる。

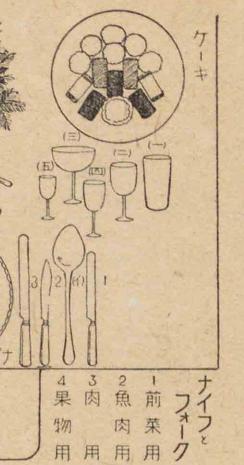
1. 箸なまり：あれを食べようか、これを食べようかと箸を向けて見合はすこと。
2. もぎくひ：箸についた飯粒を唇でもぎとること。
3. 移り箸：鱈なますを食べても飯に還らず、直に煮物に移る等、菜から菜へ移ること。
4. 握り箸：箸をさか手に握り、肴類を突き割ること。
5. 込み箸：口の中へ箸で押し込むこと。

西洋料理の食事作法

1. ナップキンは、男子はチヨックのボタンの間に、女子は帶留の下に挿むが、胸高にかけたり襟に挾んだりしてはならない。又、ナップキンで皿・ナイフ・顔等を拭ふものではない。食事が終つたら、ナップキンは疊まずにざつとまとめておく。
2. ナイフ及びフォーク等は、料理と一致して配置されるものであるから、外側から順次に使用すればよい。

3. ナイフは右手に、フォークは左手に持つのが本體である。

但しナイフを要しない食べ物の時には、フォークを右手に持ち、其の凹んだ方を下にして使用する。



4.

食事中ナイフ・フォークを置いて休むときは、八字形にして、皿に置くか皿の左右の縁にかけて置き、食終つたならば、ナイフとフォークを並べ、何れも柄を右にして皿に深く置く。但しスプーンは皿の上に仰向けておく。

5. パンはナイフを用ひず適當に指でちぎりバタをつけて食べる。

6. 持廻られた料理は、適宜にこれを取り、不用のときは断るも差支へ

ない。卓上の菓子・果物は、給仕の進めを待つて取るのである。

7. 多人數で會食するときは、隣席の人と調子を合せ自分だけ特に後れないやうに注意すべきである。

8. 指洗器(フィンガーボール)を出されたときは、左手で皿の左へ置き、片手づつ指先を軽くひたして清め、ナップキンで拭ふ。

9. ナイフ・フォーク・スプーン等を使用するときは、音を立てぬやう、又肘を左右に張らぬやうにする。

ナイフで食品を食べたり、フォーク・スプーン等を口の中に深く入れて食べたりすることは慎むべきことである。



10.

酒又は其の他の飲料の出た時、コップを俯せる時は、食事中一切の飲み物を断るといふ意味を表はす。



其の物だけを断るときは右手を擧げ、他の飲み物を數種持つて來た場合自分の好みを告げて貰ふべきである。

11. 三鞭酒(シャンパンしゅ)は主客の健康を祝する時乾杯(かんぱい)するために用ひるのであるから、飲む飲まぬにかゝはらず給仕の注ぐのを断つてはならぬ。そして乾杯用の外飲まないやうにする。

12. デザートコースに移る前に、主人は先づ立つて挨拶を述べ、乾杯の際は、一同起立して杯を擧げ、主人又は主賓(しゅひん)に目禮し、次に自分の前及

左右の人に目禮して飲み、静かに着席する。次に主賓或は來賓總代立つて挨拶を述べる。この時ナップキンは卓上に置く。

第十七 公衆作法

(一) 集合

集合には職務に關するもの、修養・研究に關するもの、社交に關するもの等種々あるが、いづれの會合にも秩序(ちじょ)を重んじ、禮儀を守り、其の目的達成に協力すべきである。

1. 司會者の心得

(イ) 集會を催す場合には、其の日時・目的・場所・舉行事項等を明らかにして、凡そ一二週間以前に通知すること。

(ロ) 司會者は、當日の豫定によつて、受付・履物・携帶品置場・手洗場・控室・會場等について周到な準備をなすこと。

(ハ) 司會者は時間を勵行し、會場の諸規律の維持等に努めること。

2. 参會者の心得

- (イ) 通知を受けた時、先方に於て準備を要する場合には必ず參否を答へ、出席の場合は時刻を違へないやうにすること。
- (ロ) 出席の通知をした後、已むを得ない故障のため缺席する場合は、速かに其の旨を通知し、違約を謝す。出席した時は、係員の指揮に従ひ、豫め會場の設備及び集會の次第等を心得おくこと。

(ハ) 出入・着席の際には、先を争ふことなく、坐作・進退は静かにし、長上・老幼を先にし、着席・退散の際は隣席の人々に會釋すること。

(ミ) 噫煙は一定の場所でなし、帽子・外套・襟巻等は、屋内の場合は用ひないこと。

(ホ) 服装は特別の定めのない限り、つとめて清楚^{せいせ}を旨とし、會の趣旨に合ふやうにすること。

3. 開會中の心得

(イ) 開會中は濫に戸の開閉・出入・中座或は座席の移動等をしないこと。

と。

(ロ) 時刻に遅れて、又は已むを得ずして出入・中座する時は、適當の機会を見てなし、他人に迷惑を及ぼさないやうに心掛けること。

(ハ) 講演中は、特に行儀正しく靜肅にし、講演者及び聽衆に對して不快の感を懷かしむるやうな舉動は慎むこと。

(二) 乘 物

乗物に關する諸規則を心得、之を堅く守ると共に靜肅を旨として、自己の言動・携帶品等に注意し、同乗者に對して不快の念を起さしめたり、乗務員に迷惑をかけたりする事のないやうに注意すべきである。

1. 切符賣場・改札口等では先を争はないこと。
2. 待合室・客室等に等級のある時は其の區別を悉^{みだ}さないこと。
3. 乗降の際は、先を争ふことなく、降りる人がすんでから乗り、飛び乗り飛び降りは決してしないこと。
4. エレベーターに乗つた時は、直に降りる所を告げ、出口の方を向く

こと。

5. 乗物内の窓を自分勝手に開閉したり、廣い座席を獨占したり、又は不潔にしたりするやうなことは慎むこと。

6. 自動車に乗るときは、長上を先にし、降りる時は長上を後にすること。

7. 自転車等を乗用する場合は、街路の人々に危険及び迷惑を及ぼさぬ様に注意すること。

其の他の心得

1. 多數人の集合する場所では、互に秩序を守り、其の場所の規定に従ひ、特に容儀を慎むこと。
2. 群衆雜沓の場所では、努めて老人・幼者等の弱者を扶ること。
3. ラヂオ・蓄音機・樂器等は、近隣の迷惑を考へること。
4. 近隣に病人又は凶事のある場合には、特に注意し、必要に應じては助力すること。

(三)

5. 病院に患者を見舞ふ時は、必ず主治醫又は附添の許を得て其の指圖に従ひ、他の患者の迷惑にならぬやうにすること。
6. 劇場・競技場・展覽會・圖書館では、靜肅せいしづくを保ち、他の妨害となるやうな言行を慎むこと。
7. 共同浴場に入る前には、良く身體を洗ひ、他人に不快の念や迷惑をかけないやうにすること。
8. 共同便所は汚さぬやうに注意し、水洗便所では必ず備付の用紙を使用すること。
9. 旅館・下宿・アパート等の洗面所・浴場・便所等共用の場所及び器具等の使用に注意することは勿論、言語・立居等同宿者に迷惑をかけたり不快を感じしめたりせぬやうに心掛け、盜難・火災等に對し互に留意すること。
10. 公園・道路等に於ては、清潔保持に努め、凡てその心得を守ること。
11. 官公署・銀行・會社等では用談を簡単にし、業務員及び所用の人々に對

して迷惑を及ぼさないやうにすること。

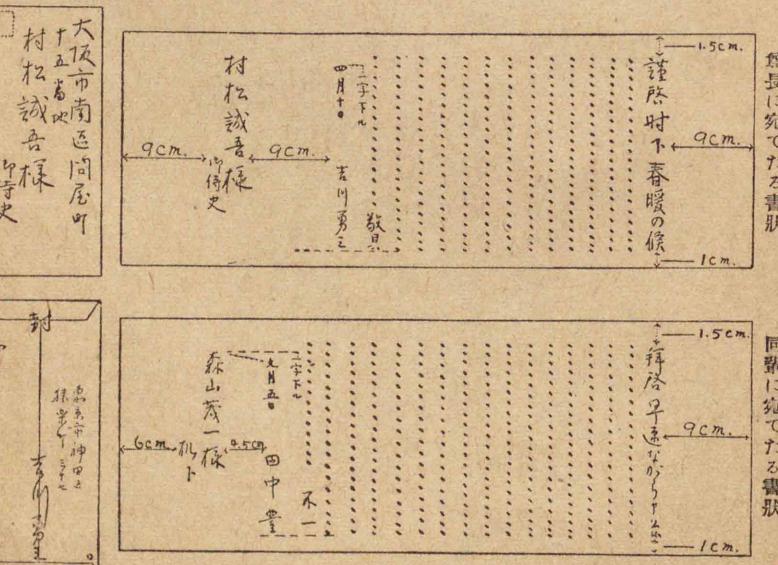
第十八 通 信

他人との面談に相當の禮儀が必要であるやうに、通信もその相手と目的とに應じて敬意を十分に表はし、且つ其の主旨を明瞭に認める様にする。

- (一) 返信を求める必要のある時は、場合により返信用の切手・葉書等を送り、返信の必要ある時は速かに出すこと。
- (二) 輸送品の包装は鄭重にし、別に其の旨を先方に通知し、受けた場合は速かに到着の旨を通知すること。
- (三) 輸送品の中には決して書状や金錢を入れないこと。
- (四) 受信人のない郵便物を配達されたときは、其の旨を附箋してボストに入れ、書状を托された場合は、取扱を丁寧にして速かに届けること。
- (五) 輸送品の包装は鄭重にし、別に其の旨を先方に通知し、受けた場合は速かに到着の旨を通知すること。

(六) 書狀を認める場合の注意

1. 用紙・封筒には種々あるが、奉書紙又は白の巻紙に白封筒を用ひ墨書するのが丁寧である。普通は便箋・ペン書を用ひ、更に略式として葉書を用ひる。
2. 不幸の通知等には葉書及洋封筒に黒枠を附す。



く。宛名は日附より一字上げ、自分の氏名よりも稍大きく認める。

長上の場合は、氏名と宛名との間を稍廣くする。

3. 連名の場合には宛名は身分の高いものより書き、差出人は身分の低い者から先に書く。

4. 封筒の表には先方の住所・氏名を、裏には自分の住所・氏名を、いづれも明瞭に書き、切手は正しい位置に正しく貼付すべきである。

第十九國 際

文明の進歩と共に交通機關は益々發達して、彼我の交通は年一年と盛になり、學問政治産業は勿論、日常生活に至るまで、益々國際的となるのである。

我々國民は、よく外國の人情・風俗に通じ、禮儀を重んじ、各自に國の體面・國交の保持に努め、廣く世界人類の幸福を共にするやう心掛くべきである。

(一) 外國人に對しては、我國の體面を重んじて行動し、いづれの國人たるを問はず、凡て丁寧親切に應對すべきである。

(二) 外國人を訪問し又は其の集會に列する時は、其の國の習慣に従ひ、異なる風俗・習慣等に對して輕侮の態度を示し、又は濫に批評等をするは慎むべきことである。

(三) 歐米諸國には、女性尊重の立場からの作法があるから注意せねばならぬ。其の一例を示せば次の通りである。

1. 男子が婦人より先に着席するのは非禮とされてゐること。
2. 婦人の面前ではその許可なくして喫煙することとは不作法とされてゐること。
3. エレベーターに婦人と同乗したとき、男子は知るも知らざるも之に對して帽子を上げて敬意を表すること。
4. 乗物内で男子が婦人に席を譲らないのは、紳士の態度ではないとされてゐること。

第二十 皇室

我々は萬世一系の皇室を戴き、金匱無缺、世界無比の國體を有する國土に生れたることを無上の光榮、無上の幸福とする。

我々國民は祖先の遺風を繼承し、忠君愛國の精神を以て、皇室の御隆昌を祈り奉ると共に、常に皇運を扶翼し奉り、苟も皇室に關する限り、謹嚴を保ち、言行を慎み、不敬不臣の言動があつてはならぬ。

(一) 皇室に關する談話には、必ず敬稱・敬語を用ひ、態度其の他凡て不敬にわたらぬやうにすること。

(二) 天皇・皇后兩陛下を始め奉り、皇族方の御寫眞・御肖像及び皇室の御紋章等は、之を丁寧に取扱ひ、不敬にわたらぬやうにすること。

(三) 行幸啓・皇族御成を拜する時、宮城・御陵・奉安殿の前を過ぎる時、御尊影・御物等を拜觀する時等には、不敬行爲のないやうに注意すること。

(四) 御即位の禮を行はせられる當日は、特に身體を清め、服装・容儀を正し

て、京都の方に向ひ、天皇陛下の萬歳を祝し奉る等、其の筋の注意に従ふこと。

(五) 御大喪期中は謹慎哀悼の誠意を表はし、歌舞音曲の停止、弔旗の掲揚、喪章の佩用等其の筋の通達を守ること。

〔備考〕

公民

- 陛下（天皇・皇后・皇太后・太皇太后）
- 殿下（皇太子及び其他の皇族）
- 行幸（天皇陛下の御外出）
- 還幸還御（天皇陛下の御かへり）
- 鹵簿（行幸啓の御行列）
- 行啓（三后陛下及皇太子殿下の御外出）
- 還啓（三后陛下及皇太子殿下の御かへり）
- 御成（皇族の御外出）
- 東宮（皇太子殿下）

便殿（天皇陛下及三后陛下の御休息のために設けられたる御殿）
 詔書（皇室及國家の大事について天皇陛下が宣誥し給ふ御文書）
 勅語・御沙汰（天皇陛下の仰せ出だされる御言葉）
 令旨（三后陛下及皇太子殿下其他皇族の仰せ出だされる御言葉）
 天覽（天皇陛下の御覽あらせ給ふこと）
 台覽（三后陛下及皇太子殿下其他皇族方の御覽あらせ給ふこと）
 御製（天皇陛下御作の詩歌）
 崩御（天皇陛下及三后陛下のかくれますこと）
 薫去（皇族のかくれますこと。但し三位以上の人の死することにも用ふ）

第二十一 祝祭日・國旗に關する心得

我々は限りない君の恵と國家の恩に浴し、安穩な生活に馴れてその御恩徳を感謝するの歎きを恐縮するものである。

國家の祝祭日は、我が歴史を敬愛し、皇室の御繁榮を祈り奉り、國家の萬

公民

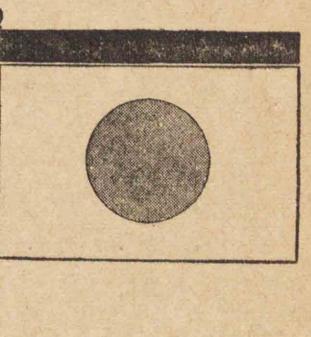
公民

歳を祝ひ、又感謝しなければならぬ日である。

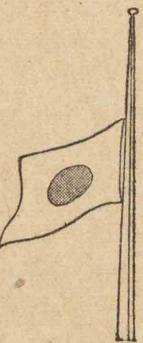
國旗の翻へる所國家がある。國威の及ぶ限り國旗は輝いてゐる。日章旗は實に我が國の姿であり、日本國民の理想の表現であるから尊重しなければならぬ。

- (一) 祝祭日には、特に家の内外を清潔にして、必ず國旗を掲げ、其の日に相當する行事をして、家例に従ひ有意義に過すこと。
- (二) 國旗を掲揚する場合には、國旗を竿頭まで引上げ、球と國旗との間に隙をおかないやうに正しく掲揚すること。
- (三) 國旗は門内より見て右に掲げるのが原則である。若し二旗掲げる場合は交叉を避けて並揚する。
- (四) 他の特殊旗と共に掲げる時は、國旗を一位に置くこと。二旗を立てる時は、門内から見て右を一位とする。
- 敬意を表はすため、我が國旗と外國旗とを立てるときは、次の方針による。

弔 旗



- (六)(五) 1. 並^{いり}掲^けの時は、門内から見て左を外國旗とす、
る。
2. 交叉の時は、門内から見て左を外國旗とし、
(旗竿の本は右方)その旗竿は内側(我が國旗の
旗竿は外側)に置くこと。
但し外國の元首又はその名代奉迎の時は之
と反對にする。



國旗の掲揚時間は日出より日没までである。
弔意を表はすときは、黒布で球を纏^{まよ}ひ、球と旗
との間に黒布を附す。

其他外國に對し、弔意同情を表はす爲に半旗
を掲げることがある。

半旗は旗布を旗竿の二分の一或は旗布の縱
幅だけ下げるのがきまりである。

公民

公民

(七) 國旗は常に大切に取扱ひ、濫に裝飾に用ひないやうにし、廢棄する時
には淨火で焼きつくすのがよい。

〔備 考〕

1. 國旗の縦と横の寸法は、横の流れ三に對し縦の屯二の比例による。
2. 日の丸の大きさは、縦の五分の三をその直徑とし、其の位置は旗面の中心
にこれを定める。

第二十二 婚 禮

- (一) 結婚契約の印として結納^{ゆひな}を交換する。その方式及び結納の品物は
古來定まつた形式がある。
- 近來簡潔を貴び、品物の代りに金子を包み、其の目録と共に贈る事が
行はれる。
- (二) 結納は古來双方の両親の名によつて交換されてゐるが、近來本人同

志の名によつてなすものも多い。結納は精神的契約のしるしてあるから、其の目録及び受取のやうなものは、形式に流れぬやうになすべきである。

(三) 結婚披露

の招待は、新郎・新婦の両親の名を以てするものであるが、時には新郎・新婦の名前を以てなすこともある。

(四)

西洋式披露の場合では、定刻前二三十分から新郎・新婦及び其の両親

書奉

末廣	共鰐子壽白	御帶地
右幾久敷日出度御受納被成下度候也	鰐子壽白	御帶地
昭和十二年一月十五日	鰐子壽白	御帶地
壹壹壹壹壹壹壹壹	壹壹壹壹壹壹壹壹	壹壹壹壹壹壹壹壹

目錄

松澤敏子殿

大竹清

式形の録目納結

書奉

末廣	共鰐子壽白	御帶地
右幾久敷日出度正ニ受納致候也	鰐子壽白	御帶地
昭和十二年一月十五日	鰐子壽白	御帶地
壹壹壹壹壹壹壹壹	壹壹壹壹壹壹壹壹	壹壹壹壹壹壹壹壹

受取

松澤敏子

大竹清

式形の取受納結

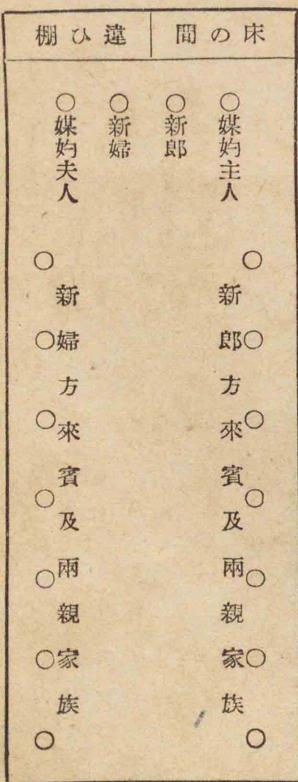
(五)

此の場合の挨拶は成るべく簡単にするがよい。

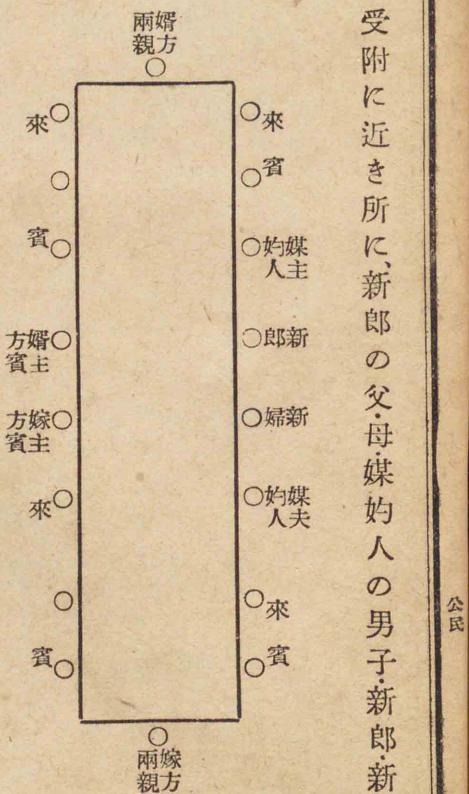
披露宴の席

次は來賓多數の場合には豫め席次表又は食卓案内圖を作製して各自

(合場の室和)



(合場の室洋)



に渡し少數の場合には、食卓又は座席等に名札を配置する。席次は前頁の順によるのが例である。

(六)

西洋式の場合では、デザートコースに入つて、媒妁人夫妻は新郎・新婦双方の両親と共に起立し、新郎・新婦を列席者一同に紹介し、將來の交誼と指導とを乞ひ、當日の來會を感謝する旨を挨拶する。次に來賓の祝辭及び乾杯等がある。

日本式の場合では、配膳の終つた時に、媒妁人は新郎・新婦を紹介し、挨拶をなす。之に對し主賓は一同を代表して祝辭を述べる。

(七) 結婚式及び其の披露宴に於ては、服装は華美に流れぬやうにし、言語・動作等にも注意し、話題の如きは十分に考慮を拂はなければならぬ。

(終)

公民

發行所	東京市神田區一ツ橋二丁目九番地	刷印日一月二年二十和暦 行發日五月二年二十和暦 版四ヨ一月四年六十和暦	著作者	作法 教育研究會
帝國教育會出版部	電話九段(33)自四二五至二八六番番	發行者 大橋貞雄 印刷者 東京市小石川區久堅町百八番地 共同印刷株式會社	公民	

浅原国民学校

高一月文

広島大学図書

2000038669

